

施工管理技術検定の 令和3年度 制度改正について

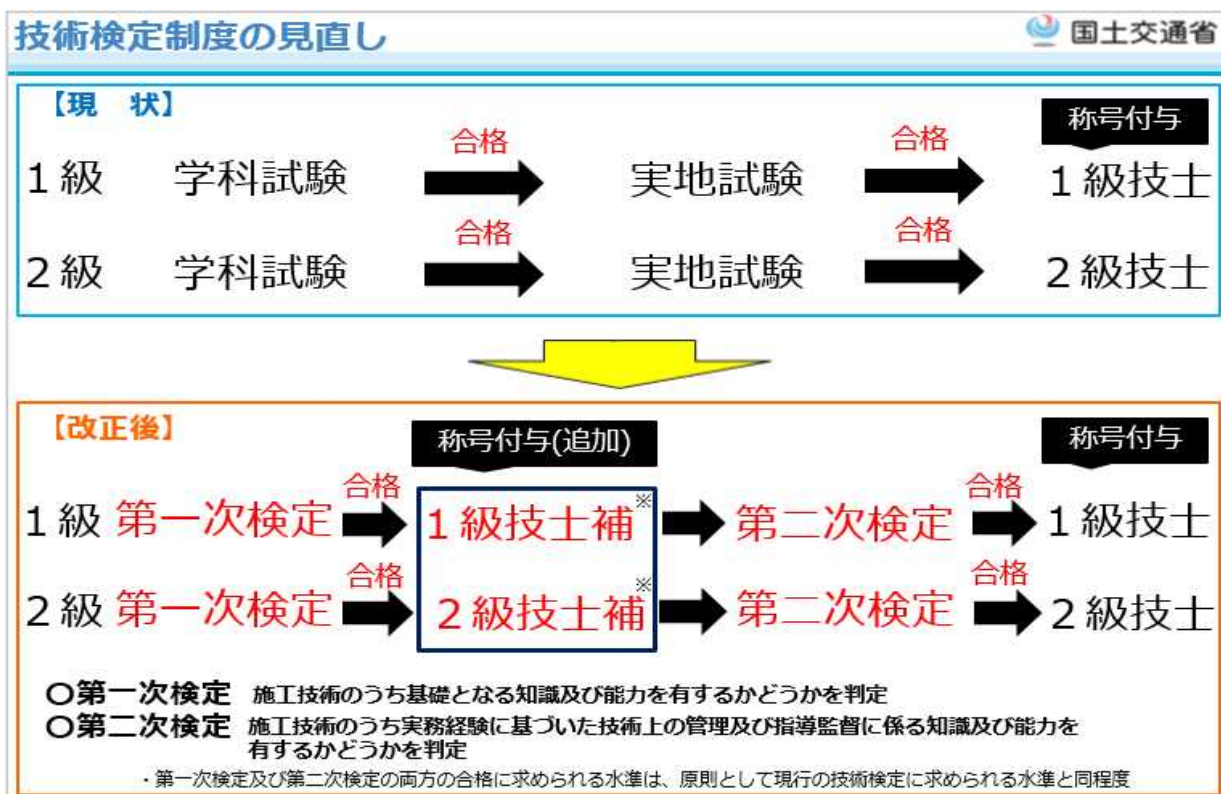
建設業法等の一部改正により、令和3年度からの技術検定試験は、次のように変わります。

(1) 試験の構成について

現行制度では、学科試験・実地試験として実施していますが、新制度では、第一次検定と第二次検定に分けて実施します。

(2) 検定合格者に付与される資格

現行制度では、学科試験・実地試験の両方に合格した者に「施工管理技士」の資格が付与されましたが、新制度においては、第一次検定の合格者に対し「施工管理技士補」の資格が付与され、第二次検定合格者に対し「施工管理技士」の資格が付与されることになります。
これらの資格は、両方とも一度取得すると、永久の資格となります。



(3) 1級受検資格の見直し

2級の第二次検定に合格した者は、1級の受検に必要な実務経験を満たす前でも、1級の第一次検定を受検することが可能となります。

この場合、1級の第二次検定は、1級の受検に必要な実務経験を得てからの受検となります。

1級受検資格の見直し 国土交通省

2級の第二次検定を合格した者については、1級の第一次検定を受検するにあたり、1級の受検に必要な実務経験を得ることなく受検することが可能。

(なお、2級の第二次検定を合格した者として1級の第一次検定を受検し合格した場合においても、1級の受検に必要な実務経験を得れば、1級の第二次検定の受検が可能)

1級受験資格の見直し

※所定の実務経験を積んだ場合 5年⇒3年に短縮

【現状】

1級の受検には所定の実務経験が必要

【改正後】

2級第二次検定合格後に1級第一次検定を受検可能に

○2級の第二次検定を合格した者として1級の第一次検定を受検し合格した場合においても、1級相当の実務経験を得れば、1級の第二次検定の受検は可能

(4) 検定基準（試験内容）の再編

現行制度では、学科試験は知識問題、実地試験は能力問題で構成されていましたが、新制度では、第一次検定では、知識問題を中心に能力問題が追加され、第二次検定では、能力問題を中心に知識問題が追加されます。

技術検定の再編（令和3年度～） 1級 国土交通省

※「建設機械施工管理」を除く

- 第一次検定では、**監理技術者補佐**として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。
(これまで学科試験で求めていた知識問題を基本に、**実地試験で求めていた能力問題の一部を追加**)
- 第二次検定では、**監理技術者**として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。
(これまで実地試験で求めていた能力問題に加え、**学科試験で求めていた知識問題の一部*を移行**)

技士（現在）

学科試験・実地試験のどちらにも合格した者
(知識・能力とも身に付けている者)

学科試験【知識】

- 工学等（一般的な知識）
- 法規（一般的な知識）
- 施工管理法（一般的な知識）

実地試験【能力】

- 施工管理法（高度の応用能力）

第一次検定（技士補）

- 工学等（一般的な知識）
- 法規（一般的な知識）
- 施工管理法（監理技術者補佐としての知識+応用能力）

※マークシート形式を基本

第二次検定

- 施工管理法（監理技術者としての知識+応用能力）

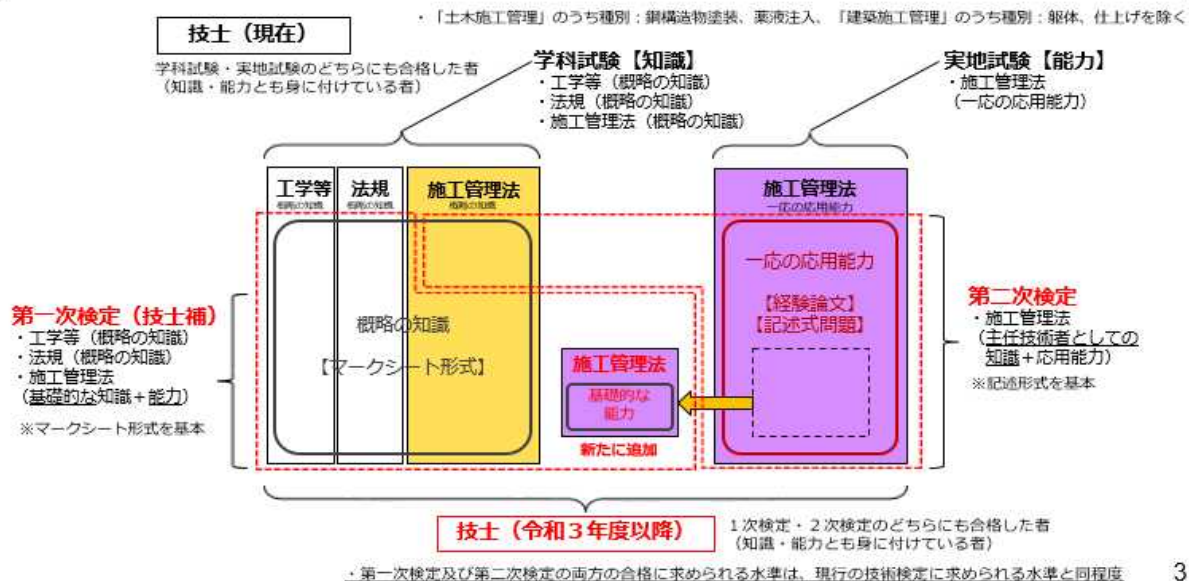
※記述形式を基本

技士（令和3年度以降）

1次検定・2次検定のどちらにも合格した者
(知識・能力とも身に付けている者)

・第一次検定及び第二次検定の両方の合格に求められる水準は、現行の技術検定に求められる水準と同程度

- ・ **第一次検定**では、工事の施工の管理を適切に行うために必要な**基礎的な知識**及び能力を有するか判定。
（これまで学科試験で求めていた知識問題を基本に、**実地試験**で求めていた**能力問題の一部を追加**）
- ・ **第二次検定**では、**主任技術者として**、工事の施工の管理を適切に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。
（これまで実地試験で求めていた能力問題に加え、**学科試験**で求めていた**知識問題の一部を移行**）



級別種目別の検定基準は、以下のとおりです。（受検種目をクリックしてください）

- < 1級土木施工管理の検定基準 >
- < 2級土木施工管理の検定基準 >
- < 1級管工事施工管理の検定基準 >
- < 2級管工事施工管理の検定基準 >
- < 1級電気通信工事施工管理の検定基準 >
- < 2級電気通信工事施工管理の検定基準 >
- < 1級造園施工管理の検定基準 >
- < 2級造園施工管理の検定基準 >

(5) 令和3年度技術検定の合格基準について

国土交通省から「令和3年度技術検定の合格基準」が次のとおり公表されています。
特に、1級の第一次検定の合格基準は、従来の学科試験とは異なる基準が設定されていますので、ご確認をお願いいたします。（リンク先：国土交通省ホームページ）

- 令和3年度技術検定の合格基準について
- 技術検定試験の個人の成績の通知について

(6) 受検手数料について

技術検定の受検手数料は、建設業法施行令第41条により定められており、令和3年度からの技術検定の受検手数料は、次のとおりです。

検定種目	1級		2級	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
土木施工管理	10,500円	10,500円	5,250円	5,250円
管工事施工管理	10,500円	10,500円	5,250円	5,250円
電気通信工事施工管理	13,000円	13,000円	6,500円	6,500円
造園施工管理	14,400円	14,400円	7,200円	7,200円